

# 明治学院大学学友会規程

2024年3月15日 常務理事会承認

2024年11月8日 常務理事会承認

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、明治学院大学学友会（英文では Meiji Gakuin University Alumni Association, 英文略称は「MGUAA」とする。以下「本会」という。）と称し、明治学院大学（以下「大学」という。）に置く。

### (目的)

第2条 本会は、学友会員相互ならびに学友会員と大学の交流を通じて、大学の社会貢献の一翼を担い、大学の理念の実現と発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学友会員の把握
- (2) 情報収集および情報提供
- (3) 学友会員相互の交流および活動への支援
- (4) 学生の支援
- (5) 日本並びに国際社会への貢献、支援・援助活動
- (6) その他目的を達成するために必要な活動

### (事務局)

第4条 本会の事務は、大学事務局の学友センターがこれを行う。

## 第2章 会員

### (会員の資格)

第5条 学友会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学学部の卒業生（明治学院専門学校卒業者を含む）
- (2) 大学院修了生および博士後期課程において所定の単位を修得し在学期間を満たして退学した者
- (3) 大学に在籍したことのある者で、学友会員により推薦され、幹事会で承認された者
- (4) 旧校友会員

### (会費)

第6条 会員は、別に定める「明治学院大学学友会会費規程」に則り、所定の会費を納入するものとする。

### (会員情報の届出)

第7条 会員は、氏名、現住所、職業を本会に通知するものとする。

- 2 前項の情報に変更が生じた場合は、速やかに本会に届け出るものとする。

### (会員サービスの停止と資格の喪失)

第8条 会員は、次によりサービスを停止されるものとする。ただし、死亡したときはその資格を失う。

(1) 本人から辞退の申し出があったとき

(2) 第10条により除名されたとき

(表彰)

第9条 本会は、本会および大学のため特に功績のあった会員について、役員または会員が推薦した者を、常任幹事会の議を経て、幹事会の議決により、表彰することができる。

(除名)

第10条 会員に本会または大学の体面を傷つけるような言行または、本会の目的・理念に反する言行があったときは、会長は幹事会の承認を得て除名することができる。

### 第3章 学友会の構成および組織

(役員構成および選任)

第11条 本会に以下の役員を置く。その選任は次のとおりとする。

(1) 会長 1名

明治学院大学長が職責として就任する。

(2) 副会長 2名

明治学院大学副学長1名および第18条第2項に定める運営委員会委員長1名が職責として就任する。

(3) 常任幹事 7名

大学事務局長、学長室長、総務部長、経理部長、学友センター長および第18条第2項に定める運営委員会副委員長2名が職責として就任する。

(4) 幹事 17名

別に定める「明治学院大学学友会幹事選出細則」により選出された者。

(役員任期)

第12条 役員任期は、職責により選任された者はその職にある期間とし、幹事任期は1期2年、2期を限度とする。ただし、補充により選任された幹事任期は、前任者の残存期間とする。

2 副会長（運営委員会委員長）と幹事の兼任は、原則として認めない。

3 副会長（運営委員会委員長）の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第13条 役員職務は、次のとおりである。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代行して会務を統括する。

(3) 常任幹事は、会長、副会長の付託を受け、本会運営全般について企画、運営にあたる。

(4) 幹事は、本会の企画、運営等の参画にあたる。

(幹事会)

第14条 第11条に定める役員で幹事会を構成する。

2 幹事会は本会の最高議決機関とする。

3 会長は幹事会を招集し、議長となる。

(幹事会開催)

第 15 条 幹事会は毎年度 9 月と 3 月に開会する。

- 2 前項の規定にかかわらず会長が必要と認めたときは、臨時に開会するものとする。  
(幹事会の審議事項)

第 16 条 幹事会は次の事項を審議する。

- (1) 本会予算にかかわる事項
- (2) 本会の事業計画および企画等にかかわる事項
- (3) 本会と大学の連携にかかわる事項
- (4) その他、本会の運営にかかわる事項  
(常任幹事会)

第 17 条 常務を処理するため会長、副会長、常任幹事で構成する常任幹事会を置く。

- 2 常任幹事会は会長が招集し、議長となる。
- 3 常任幹事会において会長が必要と認めた場合、陪席者を置くことができる。
- 4 常任幹事会の審議事項は、第 16 条に定める幹事会の審議事項のうち基本的な重要事項および規程の改廃とする。
- 5 会長は、常任幹事会で審議した事項を、幹事会で報告しなければならない。  
(運営委員会)

第 18 条 学友会員による学友会の活動の企画、実施、地域ブロック・支部支援、学生支援のため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会には委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。
- 3 運営委員会には企画広報グループ、支部支援グループ、学生支援グループを置き、各グループにはグループ長 1 名、副グループ長 1 名を置く。
- 4 委員長、副委員長、グループ長、副グループ長、グループメンバーの選出については別に定める。  
(役員報酬および旅費等の支給)

第 19 条 役員は無報酬とする。ただし、相当の理由がある場合に限り、常任幹事会の議を経て、幹事会の決議により報酬を支給することができる。

- 2 職責において選任される役員の出張、会議参加等の旅費・交通費については、学校法人明治学院旅費規程に準拠し支給する。ただし、副会長（運営委員会委員長）および幹事の旅費・交通費については別に定める。

#### 第 4 章 雑則

(経理および監査)

第 20 条 本会に係る経理については、次のとおりとする。

- (1) 会費等本会に係る収入については、「大学学友会預り金勘定」の収入とする。
- (2) 活動経費等本会に係る支出については、一部を除き「大学学友会預り金勘定」からの支出とする。
- 2 本会経理については、大学の予算・会計処理に組み込むこととし、予算単位である請求元は、学友センターが主幹するものとする。

3 本会経理については、大学の経理を必ず経るものとし、大学の経理を経ずして資金を収納あるいは支出することはできない。

4 「大学学友会預り金勘定」については、証憑管理も含め監査法人あるいは公認会計士事務所等により会計指導を受けるものとする。

(物品の管理)

第21条 本会が取得した物品については、取得原価20万円以上の物品を固定資産として計上し、物品管理を学友センターで行うものとする。

(規程の改廃)

第22条 本規程の改廃は、幹事会の議を経て、大学評議会および常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

1 この規程は、2025年3月11日から施行する。なお、本規程の制定に伴い、2025年3月10日をもって「明治学院大学校友会規則」を廃止する。